

子ども・子育て支援新制度における利用者負担について

1 現行制度

○幼稚園

- 1 本町における幼稚園の状況
公立幼稚園 1園 私立幼稚園 1園
- 2 公立幼稚園における保育料
 - ・設置者が保育料を設定
 - ・保護者の収入にかかわらず、一律に保育料7,000円を徴収
 - ・入園時には、入園料3,000円を徴収している。
- 3 私立幼稚園における保育料
 - ・設置者が保育料を設定
 - ・保護者の収入にかかわらず、一律に保育料を徴収
 - ・入園時には、入園料を徴収している。
- 4 本町における幼稚園保育料等補助について
 - ・国の就園奨励費補助金に町単独の上乗せをした保育料等補助事業を実施している。

○保育所

本町では、国基準保育料に準拠した保護者負金を「幕別町保育実施条例」7階層14区分で定めている。

《現在の保育料》

- 1 本町保育料は、保育料の上限としている保育単価（運営側に支払う費用の単価）を80人～90人単価としている。
- 2 同一世帯から2人以上入所の場合、最年長児全額、2人目半額、3人目無料と設定している。
- 3 本町の国基準に対する保護者負担割合は、平均64.4%（39.6～100%）
 - ※帯広市：平均66.8%（40.0～93.0%）
 - 音更町：平均69.0%（46.0～96.3%）
 - 芽室町：平均69.6%（43.9～95.0%）

2 新制度における利用者負担の考え方

国の考え方

- 新制度における利用者負担については、世帯の所得の状況その他の事情を勘案して定めることとされており、現行の幼稚園・保育所の利用者負担の水準を基に国が定める水準を限度として、実施主体である市町村が定めることとなる。
- 利用者負担に関して国が定める水準は、公定価格と同様、最終的に平成27年度予算編成を経て決定するものであるが、新制度の円滑な施行に向けて、地方自治体、事業者等の関係者が準備を進められるよう、今般、公定価格の仮単価と合わせ示される。
- 国基準保育料のイメージは、国が定める水準であり、教育標準時間認定を受ける子どもについては、現行の幼稚園就園奨励費を考慮、保育認定を受ける子どもについては、現行の保育所運営費による保育料設定

を考慮して決定した。

- 新制度では市町村民税の所得割額で算定することとされたので、利用者負担の切替時期は9月以降となる。
(切替時期は、今後国から通知等があり、統一される) 4~8月は「前年度分町民税額」により認定し、9月以降は「当年度分」により認定する。
- 現在行っている旧年少扶養控除に係る再算定は新制度では行わないこととする。極力影響が出ないように階層の区分に用いる税額を変更することとしている。

本町の考え方

利用者負担額は、保育所及び幼稚園入園希望者の意思決定に大きく関わるため、入所申請(12月予定)に間に合うよう仮単価を設定し、その後「(仮称) 幕別町子どものための教育・保育給付及び利用者負担に関する条例」を制定する。

3 現行制度からの主な変更点

子ども・子育て支援新制度における国基準保育料の1号認定(教育標準時間)は5階層、2号・3号認定(保育認定)は8階層であり、現行制度から据え置きとなり、本町の保育料について、検討が必要である。
なお、本町の保育料水準は、平成13年改正以降階層区分の見直し等を実施していないことから、現行制度においても階層区分で国基準に一致していない部分も存在する状況である。

【今後の課題】

- 1 国基準保育料に対する保護者負担割合の設定 (75%程度)
- 2 国基準保育料に対応した階層区分の設定
- 3 保育短時間についての保育料表の設定、設定する場合の割引率の設定 (1.7%)
- 4 教育標準時間認定の保育料階層数及び金額の設定

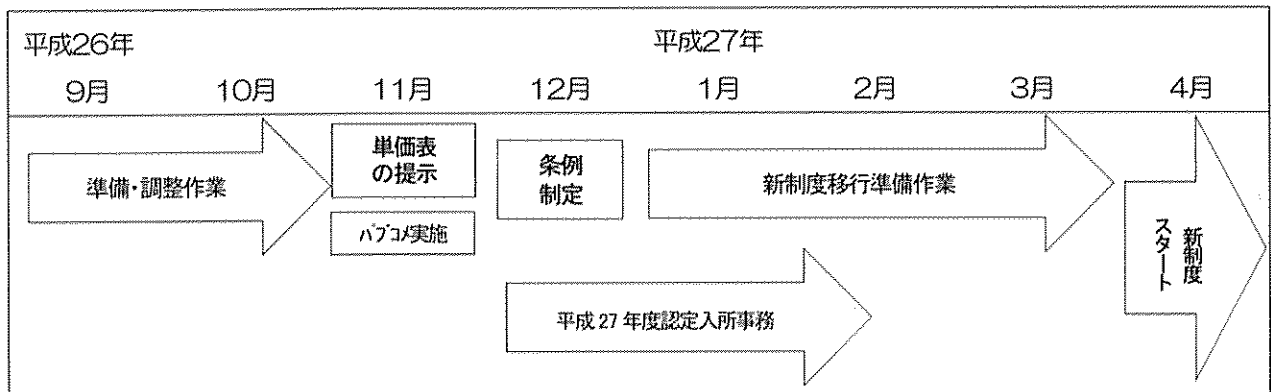
【方向性】

新制度における各認定区分の利用者負担額は、応能負担を原則として設定する。現行の認可保育所保育料負担水準を基本としての設定を検討する。

《事業間の国基準保育料の相関関係》

別紙：表1

3 利用者負担改定のスケジュール



【表1：事業間の国基準保育料の相関関係】

	3歳以上		3歳以上		3歳未満		
	1号教育標準時間		2号保育短時間	2号保育標準時間	3号保育短時間	3号保育標準時間	
推定年収	階層区分	国基準利用者負担額	階層区分	国基準利用者負担額	国基準利用者負担額	国基準利用者負担額	
-	生活保護世帯	0円	生活保護世帯	0円	0円	0円	
~270万円	市町村民税 非課税世帯	9,100円	市町村民税 非課税世帯	6,000円	9,000円	9,000円	
~330万円	所得割増税額 77,100円未満	16,100円	所得割増税額 48,600円未満	16,300円	16,500円	19,300円	
~360万円			所得割増税額 97,000円未満	26,600円	27,000円	29,600円	30,000円
~470万円	所得割増税額 211,200円未満	20,500円	所得割増税額 169,000円未満	40,900円	41,500円	43,900円	
~640万円			所得割増税額 301,000円未満	57,100円	58,000円	60,100円	61,000円
~680万円			所得割増税額 397,000円未満	75,800円	77,000円	78,800円	80,000円
680万円~	所得割増税額 211,201円以上	25,700円	所得割増税額 397,000円以上	99,400円	101,000円	102,400円	
~930万円							
~1,130万円							
1,130万円~							